

岩手県告示第596号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成28年7月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 出席して受講する研修及び講習の開催年月日及び開催場所

種 類	開催年月日	開催場所	
		名 称	所在地
研修	平成28年9月11日(日)	岩手県自治会館	盛岡市山王町4番1号
	平成28年10月16日(日)	宮古地区合同庁舎	宮古市五月町1番20号
	平成28年11月20日(日)	水沢地区センター	奥州市水沢区字聖天85番地2
講習	平成28年9月11日(日)	岩手県自治会館	盛岡市山王町4番1号
	平成28年10月16日(日)	宮古地区合同庁舎	宮古市五月町1番20号
	平成28年11月20日(日)	水沢地区センター	奥州市水沢区字聖天85番地2

3 通信制による研修及び講習の受付期間及びレポート提出締切年月日

- (1) 研修
 - ア 受付期間 平成28年10月3日(月)から同月28日(金)まで
 - イ レポート提出締切年月日 平成28年11月30日(水)
- (2) 講習
 - ア 受付期間 平成28年10月3日(月)から同月28日(金)まで
 - イ レポート提出締切年月日 平成28年11月30日(水)

4 受講料

- (1) 研修 1人 5,000円
- (2) 講習 1人 4,500円